

Vocational Education and Training Research, Development and Innovation

連載

「人生100年時代」における 学び直しのプラットフォームとして

全国専修学校各種学校総連合会 会長
学校法人敬心学園 理事長
小林 光俊

ポートフォリオ型人生に標準を合わせて

前号で、人生100年時代を見据えた「人づくり革命」は、アベノミクスの本丸として、安倍内閣の最大のテーマとして掲げられたと述べましたが、これからは国による教育支援体制の充実が二つの方面で進められると思います。一つは教育の中身、成果を上げられる人材の育成であり、もう一つは教育への公的支出を増やす支援体制の充実です。

人生100年時代は「ポートフォリオ型の人生」である、とは『L I F E S H I F T（ライフ・シフト）：100年時代の人生戦略』の著者であるリンダ・グラットン氏の言葉ですが、私はここに標準を合わせたいと思います。

すなわち、ポートフォリオを描き、学び直しを志した人へ向けた「学び直しのプラットフォーム」としての機関を目指すということです。

学び直しの学生は、OECD各国平均が18.1%なのに対し、日本では1.9%¹と非常に低いのが現状です。日本でも、日々の業務で課題を見つけてそれを学び深めるために、あるいはキャリアチェンジのために、社会に出てからもう一度学びの道に就く人がもっと増えていいはずです。

1. 25歳以上の入学者の割合の国際比較（2012年）大学型高等教育機関 「OECD Stat Extracts (2012)」(日本の数値は「学校基本調査」と文部科学省調べによる社会人入学生数(4年制大学))

新 春 号 (第 3 号) の 掲 載 内 容

連載	1	「人生100年時代」における学び直しのプラットフォームとして 全国専修学校各種学校総連合会 会長, 学校法人敬心学園 理事長 小林光俊			
特集	3~ 15	各業界の動向と今後の展望（2018年新春の夢）			
		社会福祉分野	日本福祉教育専門学校	社会福祉士養成科	片桐 正善
		精神保健福祉分野	日本福祉教育専門学校	精神保健福祉士養成学科	森山 拓也
		理学療法分野	日本リハビリテーション専門学校	理学療法学科	篠田 良平 鈴木 雅男
		作業療法分野	日本リハビリテーション専門学校	作業療法学科	近野 智子 深瀬 勝久
		音楽療法分野	日本福祉教育専門学校	社会福祉学科音楽療法コース	平野 夏子
		言語聴覚分野	日本福祉教育専門学校	言語聴覚療法学科	中山 剛志
			臨床福祉専門学校	言語聴覚療法学科	内藤 明
		保育分野	日本児童教育専門学校		阿久津 摂, 中西 和子
		通信教育分野	日本福祉教育専門学校	通信教育学科	石川 秀志
鍼灸分野	日本医学柔整鍼灸専門学校	鍼灸学科	青木 春美		
柔道整復分野	日本医学柔整鍼灸専門学校	柔道整復学科	木下 美聡		
募集・告知	12 16	文部科学省委託研究事業グローバル／第三者評価 成果報告会のご案内 「敬心・研究ジャーナル」投稿募集／敬心学園学術研究会 開催のご案内・演題募集			

企業と連携した現場に強いプロフェッショナルの育成を

では、「学び直しのプラットフォーム」としてどのような人材を育成するか。それは、企業連携による現場に強いプロフェッショナル、継続的なイノベーションを起こせる人材です。

現場での業務に気づきや疑問を抱き、それを解決するために何が必要かを判断し、周りを巻き込んで行動を起こすことができる人材がこれからの日本には必要だと考えます。

昨今、MPS（マスター・オブ・プロフェッショナル・スタディーズ）という修士号が注目を浴びています。専門性、戦略性、問題解決能力を修得する修士号で、専門性の分野は個別産業（不動産、病院、福祉等）であり、学位はMBAと同じレベルが取得できます。

イノベーションの大部分は、アカデミック大学院の研究室からでなく、現場での実践から生まれることを考えると、この修士号は非常に魅力的です。現場に強いプロフェッショナルが生まれる一つの学びの場だと考えています。

イギリスの大学が日本の大学に求めること

昨年11月にイギリスの大学を訪問しましたが、そこで日本の教育機関に求めることをヒアリングしたところ、次の3点の指摘がありました。

一つは多様性（ダイバーシティ）を実現する力が不足していることです。イギリスの大学は留学生の割合が40%以上、多いところで60%以上を占めています。一方、日本における留学生の割合は5.1%²と非常に低いのです。多様な学びの中にイノベーションが生まれ、新しい価値が生まれると私は考えておりますが、前例のないことはやらないという日本人の体質が色濃く残っていることが影響していると思います。

二つ目は優秀な教職員を世界中から集める努力を怠っているという指摘です。まさに世界中から提携校、提携企業等を探す努力をしているイギリスの大学に比べ、日本からの教員のスカウトはほとんどないとのことでした。

三つ目は、スピーディーな決断と実行力に欠けているという指摘です。日本の教育機関と提携の話をする、決裁者であるはずの方が持ち帰って協議すると言うことが理解できないとのことでした。産業界の変化が激しい今、迅速な判断が必要だと学生に教育しているにもかかわらず、教育機関側が即座に判断できていないではないか、という指摘でした。

私はこれらの指摘を真摯に受け止め、これからの「学び直しのプラットフォーム」づくりに活かしていきたいと考えております。

専門職大学の設立はホップ・ステップ・ジャンプのホップ

2017年12月21日、「平成31年度開設予定大学等認可申請一覧」が公表され、13の専門職大学、3つの専門職短期大学が申請受理されました。

ハイヤーエデュケーションの時代、専門職大学の設立は、ホップ、ステップ、ジャンプのホップの段階だと私は思っています。ステップは、専門職大学院の設立です。訪問したイギリスの大学は、学士と修士の割合がほぼ1対1でした。また、留学生が半数以上の大学もあり、まさに多様性の中での学びを実践しているわけです。

ジャンプは、「学び直しのプラットフォーム」としての機関として、専門学校、専門職大学、専門職大学院での学びを通して、世界で活躍できる人材を世に送り出すことです。日本の職業教育により世界に通用する人材が活躍し、アジアのハブ機能を果たしていく、それこそが私の夢であり、目標です。

2. 総務省統計局「日本の統計2017 第25章教育」より「高等専門学校・短期大学・大学・大学院の学科別学生数」「専修学校の生徒数」、ならびに、独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)「平成29年度外国人留学生在籍状況調査結果」より「平成29年5月1日現在の留学生在学籍段階別留学生数」から編集者が算出

特集

各業界の動向と今後の展望（2018年新春の夢）

今号は「新春号」として、敬心学園の学科長の先生方に各業界の動向と今後の展望（夢）をご執筆いただきました。
＜先生方、ご協力いただきありがとうございます＞

＊分野の掲載順序は、編集の都合によるものです。

「共生」を具体的に語り合える第一歩として

日本福祉教育専門学校 社会福祉士養成科 片桐 正善

障害分野では、障害者総合支援法において今年4月より「自立生活援助」という新しいサービスが施行される。施設やグループホームで暮らす人がアパートなどに移り一人暮らしすることを支えるため、定期的な巡回訪問や随時対応をするサービスである。障害程度の軽い人の一人暮らしを定期訪問で支える、「知的精神障害者向けの巡回よろず相談」と言えばわかりやすいだろうか。一人暮らしが可能な程度の障害者については、地域での一人暮らしを積極的に促そうとする国の方向性がこのサービス新設から見えてくる。

今までの知的障害者業界では、親亡き後の生活として、いわゆる重度障害者＝入所施設、いわゆる障害軽度者＝グループホーム という暗黙の見方・考え方が前提とされてきた。しかし、今日、いわゆる重度障害者の親亡き後、もしくは親が介護・支援しきれなくなった際の入居先とされる入所施設が全く足りていない。そこで、従来のグループホームを重度者専用にして、その代わり軽度者には、積極的に一人暮らしを促すという方向性を打ち出した、それがこのサービスができた背景と言える。国は、まさに今、障害者制度について何かを大きく変えようとしていることは確かだ。

ただ、制度が変わることと、制度変更の目論見が実際に現場で達成されることは別のことである。障害者支援の現場に20年弱いる私にとって、国の目論見通りに事が進むとは

思えないどころか、下手をすると介護保険制度上足りていない高齢者施設の穴埋めとして、障害者制度のグループホームが活用されることになりはしないかとも思ったりする。

しかし、だからといって、私はこのサービスの新設を反対しているわけではない。

障害者の入所施設から、2016年7月26日に神奈川県の入所施設で生じたあの凄惨な事件を思い出す人もいるだろう。あの事件以前以後で日本の障害者福祉の見方は大きく変わらざるを得ない、いや、変わらなければならない。では、どうなったら変わったといえるのか。「入所施設を減らし障害者が地域で生きられるようにする」といった教科書的な理念的語りを繰り返し叫ぶだけでは意味がない。一方で、障害者の一人暮らしや一般就労の数が増えたとしても、それらは手段であり目的ではない。これまでの障害者福祉は、目的が大変あやふやで、手段だけが声高に叫ばれてきたのではないか。

サービスの是非ではなく、このようなサービスが新設されることを契機とし、私たちは障害者と地域で共に生きる未来を、理念的にだけでなく、具体的に考えることが今こそ求められているのだと捉えるべきだろう。そうであればあるほど、社会に出て現場にいる者が、今日の障害者福祉の具体的な目的を、市民をも巻き込む形で、表現するために、改めて学び直すことの意義は大変大きいと私は思う。

精神保健福祉業界の動向と今後の展望

日本福祉教育専門学校 精神保健福祉士養成学科 森山 拓也

本年は、わが国の精神保健福祉を考える上で東京帝国大学精神病学教室呉秀三教授の「精神病患者私宅監置ノ実況及び其統計的觀察」刊行100周年の年にあたる。呉先生は「わが邦十何万の精神病患者は実にこの病を受けたるの不幸のほか、この邦に生まれたるの不幸を重ねるものというべし」という怒りと嘆きの言葉を残している。100年の年月を重ね、「精神病患者」は「精神障害者」へと、その理解は少し変化したもの、わが国では約29万床という世界的にも多くの精神科病床を有し、そのうち社会的入院と呼ばれている方々がまだ多く入院している。近年の診療報酬改定や精神保健福祉法の改正の中で、この社会的入院の解消に向け様々な施策が出されているが遅々として進んでいない状況である。しかし、その解消に向けて少しずつではあるが変化も生まれており、その担い手として精神保健福祉士が各種法律の中に規定されてきている。

本年の診療報酬改定については執筆時点では不明であり、また昨年の通常国会で提出され結果的に廃案となった精神保健福祉法も、おそらく本年の通常国会で再提出される見込みであるが、これらの法律や診療報酬の改訂などに精神保健福祉士に関する規定が盛り込まれることが予想される。さらに近年のこの業界のピアサポーター活用の機運からも精神保健福祉士の活躍領域はさらに広がることが必至といえる。このような時代の中にあって当校のような一般養成校に求められる役割は大きいと考える。本年も、目先の社会状況に振り回されることなく、精神に障害を持つ方々に対する社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を実践し国民の精神保健福祉の増進に寄与する臨床ソーシャルワーカーを育成していきたい。

理学療法の動向と今後の展望

日本リハビリテーション専門学校 理学療法学科昼間部 篠田 良平

平成27年度の国家試験合格者を含めた理学療法士の人数は、129,942名。日本はアメリカを抜いて世界で一番理学療法士の多い国となりました。総数なので、人口あたりの割合では更に多いことになります。人数が増えたことにより職場・職域確保の競争は厳しくなりますが、社会的・政治的影響力は強まります。学校に関しては、特に都心で規制がかかり始め、今までのような勢いで学生が増えることは無くなると思っています。

このような状況の中で、理学療法士の世界がどのように変わっていくのかですが、10年後に

は職業そのものが無くなるという説から、今後とも需要は増え続けるまで、様々なことが言われています。

自分の考えでは、理学療法士は今後も必要であると考えています。日本リハビリテーション専門学校が開校した頃の理学療法士数は、現在の1/3以下でしたが数年で需要が減り、人が余り出すと言われていました。しかし、20年過ぎた現在も一般大学と比べ遙かに多い求人数があり、学生の就職率は100%を維持しています。

また、社会の変化に伴い、高齢者を対象とした趣味・娯楽の発生や高齢者を労働力とする職場が増えることが予想されます。理学療法士の強みは、医学的知識を持ちながら運動指導の出来ることですから、一般社会で医学上のリスクを管理する人材として関わる可能性は高いと思います。

能力に応じた報酬が評価され、場合によっては成果を出しても報われない現在社会で、夢・将来は自らつかむものであり、今後の理学療法士の活動・活躍によって広がり狭まりもするでしょう。

日本の将来と理学療法士の可能性

日本リハビリテーション専門学校 理学療法学科夜間部 鈴木 雅男

日本の人口問題として超高齢化社会を知らない人はいないくらい、新聞やテレビで耳にする機会は多い。現在の国の試算では、65歳以上の高齢者が人口に占める割合が、2010年では23%であったが2025年では30%、2060年には40%にのぼるとされている。高齢者が増える事で、様々な疾病に罹患した高齢者や、障がいを抱えた高齢者が増えることも考えられる。また労働人口が減ることで医療費などの増加が国の財政を圧迫することが大きな課題となっている。

これに対して国主導で「施設から地域へ、医療から介護へ」の方針の下、市町村単位で地域包括ケアシステムの構築が行われており、高齢者を中心に「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・予防」の各分野が専門的立場から支える仕組みが作られている。この制度の中で医療施設、介護施設において理学療法士の数が増加しており、拡充してきていることが窺える。しかし保健施設にはまだ足りない印象を受ける。これは保健

施設の施設基準としては、必ずしも理学療法士を必要としないことが影響していること、理学療法は医師の指示のもとに行われる診療補助行為であるため、医師が勤務していない施設では、理学療法士は業務を行うことができないという法制度も影響していると考えられる。しかし、日本の国策として介護予防を推進していくのであれば、疾病に罹患して障害を持った高齢者のみならず、健康な高齢者の健康寿命を延ばし要介護となる高齢者を減らしていくために、保健領域など健康産業への理学療法士の進出は欠かせないと思われる。

理学療法の対象は「身体に障がいを持った方」と理学療法士法で定められているが、理学療法士の活動分野はスポーツ領域にも波及しており、その可能性は障がい者や高齢者のみならず老若男女あらゆる人の健康に貢献できると思われる。理学療法士養成校が増え、毎年1万人近い理学療法士が卒業している現在、理学療法や理学療法士がもっと身近になる将来が来ることを期待している。

日本と世界の作業療法の今後の展望と夢

日本リハビリテーション専門学校 作業療法学科昼間部 近野 智子

「作業療法」はOccupational Therapy (OT)の日本語訳であり、時代の流れとともに、作業療法の理論や枠組みは変遷してきたが、作業療法の哲学は今なお変わらない。人は作業

(Occupation) を行うことで、生きる糧を得て、家族や社会における役割や価値を確認し、自分らしく日常を生きることができるという信念である。作業療法士の役割はひとりひとりのかけがえのない「作業」を保障し、日常生活の中で「作業ができる」ように支援することである。

日本に作業療法士が誕生したのは、今から約50年前である。現在はおおよそ85000人となり、世界でも米国に次いで2番目に多い。世界作業療法士連盟が認定する学校養成施設数は世界第1位である。数こそ増えたものの、現代の日本の作業療法は、少子高齢化に伴う諸問題に対してどのような役割を果たすことができるのか、その質が強く問われている。厚生労働省は、高齢化の進展に伴う医療需用の増大や地域包括ケアシステムの構築などを踏まえ、17年ぶりに

「理学療法士作業療法士学校養成指定規則」及び「養成施設指導ガイドライン」の改定に関する検討会を開催し、昨年12月25日に報告書をまとめた。改定案は今年の初めに厚生労働省医道審議会の承認を経て、近く施行され、平成32年4月入学生から適用となる予定である。総単位数は93単位から101単位に増える。

基礎分野では、人間関係論やコミュニケーション論の追加、専門基礎分野では「栄養、薬理、画像診断、救急救命、予防」及び「地域包括ケアシステム、多職種連携の理解」の必修化、専門分野では「画像評価」や「喀痰吸引」の必修化、臨床実習は18単位から22単位に増える。保健・医療・福祉・介護・職業等の幅広いニーズに応え、地域包括ケアシステムの強化に資するために多様な領域・疾患についての知識と臨床経験が求められている。

また、世界作業療法士連盟も14年ぶりに作業療法教育最低基準（2016年度版）を改定した。今回の改定では、対象者個人に対するOTの実践的な技術の習得よりも、インクルーシブな社会の実現や人権などの諸問題に取り組むことができる資質の育成やOTの専門職としてのリーズニングができる人材の育成が期待され、多様な領域・対象の臨床経験が求められている。

世界と日本における養成教育改定の内容から見えてくるものは、作業療法士に期待される役割の広さである。ミクロもマクロも、医療から社会的問題まで幅広く見る視点と実践力を持つ人材。困難に満ちた世の中にあって、すべての弱い立場のひとびとの日常のかけがえのない作業を保障すること。それが実現できる作業療法士となること。これが私たち作業療法士に投げかけられている課題であり、私たちの永遠の夢でもある。

リハビリテーション教育の質

日本リハビリテーション専門学校 作業療法学科夜間部 深瀬 勝久

新年を迎え、作業療法の展望、夢を語れとテーマを頂いた。しかし、来年以降のリハビリテーション教育において、夢を語るにはあまりにも重い現実があり、皆さんと共有を図りたいと思う。

平成29年11月22日の理学・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会において、平成31年度より適応されるカリキュラム（1年後ろ倒しとの話も）の改正と臨床実習のありかた、専任教員の要件等が示され、今後のリハビリテーション教育に関しての流れが見えてきた。

これは平成11年以来の改正で、現状、専任教員は「免許を受けた後5年以上理学療法・作業療法士に関する業務に従事した者であること」との要件があるが、新たなガイドラインでは「相応の学位、専任教員養成講習会を終了した者」等の見直しを図られる。

また、実習指導者に関しても現状では「免許を受けた後3年以上業務に従事した者」とある

が、改正後は「免許を受けた後5年以上業務に従事した者であり、かつ講習会を終了した者」とのイメージが示唆されている。

上記2点において、今後予想されることは、専任教員と実習施設の確保が難しくなるということである。学科運営、学校運営に多大な影響を及ぼすことが容易に想像できるが、はたして我々是对応できるのかが喫緊の課題である。

しかし、改正により、学生にとっては質の高い教育が受けられること、リハビリテーション教育の質の確保には必要な措置であることに間違いはない。上記内容に乗っ取り、意欲や見識の高い教員、実習施設を確保する事で、学生や対外的な実習施設、就職する医療、福祉施設にも認められ、何より学生の向こうにいる患者様方に寄与できるような学校、学科でありたいと切に望む。

参考) 厚生労働省

平成29年11月22日 第4回 理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会

「資料2 前回までの検討会を踏まえたカリキュラム等の改善について」より抜粋

(編集部掲載)

3. 専任教員の要件について

(1) 教員の質を確保するため、専任教員の要件を以下のとおり見直してはどうか。
また、専任教員養成講習会（仮称）については、現在行われている「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会」を参考に基準を定めてはどうか。

【指 定 規 則】→【ガイドライン】

(現 行)

- 理学療法士・作業療法士である専任教員は、免許を受けた後5年以上理学療法・作業療法士に関する業務に従事した者であること。

(改正イメージ)

- 理学療法士・作業療法士である専任教員は、次のいずれにも該当する者であること。
ただし、理学療法士又は作業療法士として5年以上業務に従事した者で、大学において教育の本質・目的、心身の発達と学修の課程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上（以下「教育に関する科目」という。）を履修して卒業したもの又は理学療法士・作業療法士として3年以上業務に従事した者で、大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。

ア 理学療法士・作業療法士として5年以上業務に従事した者

イ 厚生労働省が指定した専任教員養成講習会（仮称）を修了した者、又は理学療法士の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者。

※専任教員養成講習会は、6ヶ月程度の講習会にするべきとの意見もあり

音楽療法業界の動向と今後の展望 - 音楽療法のミライ -

日本福祉教育専門学校 社会福祉学科音楽療法コース 平野 夏子

音楽は誰にとっても身近で気軽に参加できる活動であり、施設等においては自立度の高い・低いに関わらず参加しやすい活動として人気がある。また、音楽療法は応用の幅が広く、福祉や障害児教育のみならず、作業療法、理学療法、言語聴覚療法の中に取り入れられた実践例も数多い。音楽療法は様々な形で着実に医療福祉分野に根を下ろしつつあると言える。

一方、現在、音楽療法士の就職については2つの問題がある。音楽療法を学んだ学生は音楽療法のみを業務とする専門職を希望するが、国家資格でない音楽療法士を専門職として雇用する施設はまだ数が少なく、介護職との兼務で採用するケースが多い。そのような中で、介護業務に追われて音楽療法になかなか時間を割くことができず、これを不服として離職するケースも多い。一方、総量としては少ないながら、音楽療法士を専門職として雇用する施設は年々増加しているのだが、最近の傾向として、国家資格である介護福祉士よりも低い給与水準で雇用するケースが増えている。つまり、憧れの音楽療法士は、国家資格でないために低賃金であるというのが現実である。介護職と兼務の方が、経済的には安定しているということになる。このような現実が、音楽療法離れを促進し、音楽療法士養成校は全国的に減少傾向にある。音楽療法の需要は増しているのに養成校は減少し、音楽療法士は慢性的に不足している状況である。

このような状況を打開するためにも、また、音楽療法としての質を高めるためにも、今、音楽療法士の働き方が変わらなければならない局面にきていると考える。本校では、音楽療法コースを開設した当初から、福祉職としてのベースを持つ音楽療法士つまり、介護業務や相談業務ができた上で、利用者の暮らしを見据えた音楽療法実践ができる人材の育成を目指してきた。開講から15年が経った現在、多くの卒業生が、介護福祉士やケアマネ、社会福祉士、あるいは児童指導員として、様々な現場で音楽を活用し、豊かな実践を展開している。これからの音楽療法士は、介護業務・相談業務はできて当たり前の時代になるだろう。「忙しくて音楽活動をする暇がない」のは、業務の中に音楽療法を取り入れるマネジメント力が不足しているからである。心理面とコミュニケーション面で大きな力を発揮する音楽療法を、介護・支援等の業務の中に自然な形で取り入れ、施設全体で取り組めるような形を探ってゆきたい。また、音楽療法の利点は、認知症病棟や最重度の障害者施設で力を発揮すると同時に、認知症カフェや介護予防など福祉の入り口の部分でも大変有用であるという点にある。マルチなスキルとマネジメント力を備えた音楽療法士を育成し、地域包括ケアシステムの中でもその力を発揮してほしいと願っている。

言語聴覚士養成における臨床実習の現状と展望

日本福祉教育専門学校 言語聴覚療法学科 中山 剛志

近年、医療従事者養成教育の社会的責任体制として、医師・歯科医師養成では総合的臨床実践能力を保证するために、6年制大学卒業、資格取得後2年あるいは1年の臨床研修が義務化されている。また薬剤師も資格所得までの課程修了年限を4年から6年とし、実務教育の充実を図るに至った。言語聴覚士は他の医療技術職と同様に、医療の現場におけるチームを担う一員として従事する職種である。4年制大学や専門学校（大卒後2年課程）などでの教育後に国家試験によって国家資格を取得できるが、現状の養成校教育ではこの分野の将来を發展させる総合的臨床実践能力を保证する教育がまだ十分に役割を果たしているとはいえず、教育基本法第7条第1項に規定された「新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより社会の発展に寄与する」大学・専門学校での人材教育としては、まだ發展途上にあるといわざるを得ない。

このような状況にあるのは、養成校教育で実施される臨地臨床実習において、言語聴覚士の幅広い対象領域（聴覚障害、言語発達障害、失語症・高次脳機能障害、構音障害、音声障害、摂食嚥下障害など）を総合的にみることができる実習教育を提供できる施設が皆無に近いことも一因である。したがって、総合的臨床実践能力の習得を含む高度専門職業人養成教育は、社会的責任という観点からも言語聴覚士免許の所得後に展開される実践的教育で、言語聴覚士の幅広い対象領域を総合的に学ぶ形で保证する必要があるだろう。

大学院設置基準は数年前から大学院教育の実質化を求めている。医療技術系大学院の教育モデルとして「言語聴覚士卒後研修プログラムを含む大学院」の創設など考えてみてはいかがであろうか。

参考）厚生労働省

医師臨床研修制度のホームページ

「医師臨床研修制度の見直しについて（平成22年度の臨床研修から適用）」より

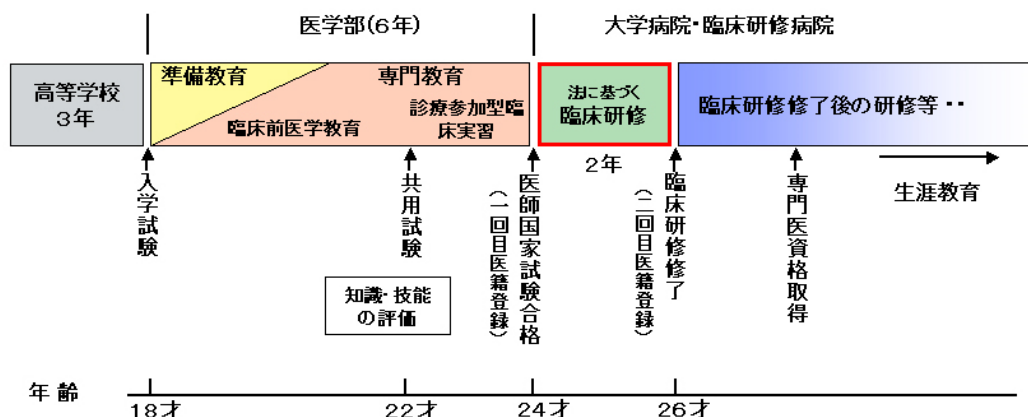
（編集部掲載）

臨床研修制度の概要

医学教育と臨床研修

- 法に基づく臨床研修（医師法第十六条の二）

診療に従事しようとする医師は、二年以上、医学部を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。



各業界の動向と今後の展望 — 今、直ぐ出来る新たな専門職とは —

臨床福祉専門学校 言語聴覚療法学科 内藤 明

我が国においてコ・メディカルと称する職種は30以上ありますが、その中の一つである「主にコミュニケーション障害を専門」とする言語聴覚士は1999年に誕生した国家資格です。聴いて・話すという機能は当たり前と思いがちですが、その機能が生まれつき無い場合や人生の途中で失った場合は、想像を絶する深刻な問題を生じます。先天性疾患では好ましい親子関係は成立し難くなり、中途疾患では他者とのコミュニケーションが上手くとれなくなり孤立して

”本来持つ自分らしさ”を失っていくことは珍しくありません。

これらの問題の本質を捉え、最善の策を模索するには、コ・メディカルを含めた医療職のみでは全く歯が立たないことは容易に理解できるでしょう。科学技術の進歩により様々なコミュニケーション・ストラテジーが開発されていますが、やはり多くの方が望むのは自然で豊かな音声言語によるものではないでしょうか。

では、未来を担う言語聴覚士が向かう方向とは？例えば、コミュニケーションに問題を抱えている幼少児の増加傾向は、近年注目されつつあります。発達障害は、通常学級に約2人/クラス(文科省,2012年)の割合と報告されていますが、実際にはもっと多く存在すると言われていきます。きこえの悪い子どもは、毎年約1/1000人生まれており、先天性疾患の中では非常に高率です。長年、生まれつき聴こえない乳幼児への人工内耳に関わってきましたが、正しい情報提供がなされず、折角のチャンスを失ったケースを沢山知っています。これら発達障害や難聴の子ども達への効果的な支援には、早期発見・早期対応が重要かつ不可欠で、児や親に対して心豊かで、高い専門性をもって柔軟的に

対応しなければなりません。しかし、医師や親も迷っている現実に対して何か良い策はないのか？

一つの提案として、子どもをよく知る保育士とコミュニケーション障害を専門とする言語聴覚士のダブルライセンスを持つ専門職を養成することがあります。保育士等の資格を持つ者や現任者だった者が言語聴覚士の資格取得目的に、毎年複数名が入学している現状を考えると、潜在するニーズはかなりの数あるのではないのでしょうか。昨今、待機児童問題が叫ばれていますが、数の問題のみならず、質の問題を将来に向けて解決しなければなりません。発達障害を含めたコミュニケーション障害は人格形成の上でも大変重大な問題です。

総務省行政評価局は発達障害のある子どもの診断をしている医療機関の受診状況を調べた結果、「半数以上の機関で初診までに3ヶ月以上待たされていることがわかった。中には10ヶ月以上待たされる機関もあった。総務省は厚生労働省に改善を勧告した。」と報告していますが、具体的な改善策は見当たりません。

認定こども園が新たに設置されましたが、その役割の一つに地域における子育て支援を行う機能があります。入園児に限らず、育児に悩む保護者の相談や発達障害や難聴の支援が可能になり、ケースワーカーとして位置づけられる新たな専門職が地域の子育て支援活動の中心的な担い手として期待されてくるのではないのでしょうか。

言語聴覚士の未来は、ほとんど手がつけられていない領域への挑戦である！

保育業界の動向と今後の展望

日本児童教育専門学校 阿久津 摂, 中西 和子

新年早々の報道によると、東京都は、待機児童を持つ親が働くために利用するベビーシッター代に対し、上限月額28万円の補助をする新制度を導入するという。女性の就業者数が増え続ける一方で、そのニーズに応えるだけの保育所が整わず、待機児童問題に未だ解消の目途は立たない。

保育業界の使命は、児童福祉の向上に努め、次代の社会を担う児童の健全な育成に取り組むことにある。昨今、待機児童、被虐待児童の問題が取り上げられるが、いずれにしても保育の質と量の拡充無くして解決は図れない。保育を担う保育士には、「専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う」ことが求められる。

保育士養成を業とする本校の教育においては、学校での学びと同時に、保育・福祉現場での体験を重視し、知識技術を現場で活かすことができるような現場力の獲得を目標にしている。

その目標達成のための一助である、文部科学省委託事業『現場実践基礎力を有した保育士養成のための「保育現場での活動」のガイドライン作成事業』も昨年で2年目を迎え、現実的にこのプログラムを実施する段階となった。

本年2月5日（月）にアルカディア市ヶ谷にて、昨年度の成果報告会を開催する運びとなっている。多くの方にご高覧頂き、今後の保育業界について新たな展望をもって話し合う機会としたいと考えている。

本年もより良い学校づくりに教職員一丸となって邁進していきたい。

平成 29 年度 文部科学省委託事業 専修学校による地域産業中核的人材養成事業

『現場実践基礎力を有した保育士養成のための「保育現場での活動」のガイドライン作成事業』 成果報告会

はじめての 保育現場

～現場と学校で学生を育てる～

本年度は、昨年度作成した「現場実践基礎力」の定章に基づき、実施事業「保育現場での活動」を行いました。

本事業で取り組む「保育現場での活動」の大きな特色は、「保育現場」をより身近なものに近づけ、そこでの学びと養成校での授業での学びをうまくつなげていくことです。

さらに、学生が将来「保育士」として働くことを意識し、きちんと正當な対価（単位や賃金）の出る仕組みを検討しています。

2018 年 2 月 5 日（月）
10:00～12:00（開場 9:30）
アルカディア市ヶ谷（私学会館）6 階「伊吹」

参加無料

【成果報告会の主な内容】

- ◆本年度の取り組みについて
- ◆学生たちが不安に打ち勝つ仕組みづくり
- ◆現場活動チェックシステム「Step by Step」について～IoT 化に向けて～
- ◆汎用性のあるガイドライン作成に向けて
- ◆対談～学生と園長先生のホンネ～

参加申込は要請を要する（要）

主催：学校法人敬心学園 日本児童教育専門学校

申込方法

下記事項をご記入の上、メールにてお申し込みいただくか、申込用紙に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申し込み下さい。

- ①団体名
- ②部課名・役職
- ③氏 名
- ④電話番号

メールアドレス：dual.monka@keishin-group.jp

申込締切

平成30 年 1 月 29 日（月）

※期日を過ぎた場合は、お電話にてお申し込み下さい

ご質問、ご不明な点等がございましたら下記運営事務局までご連絡ください。
 学校法人敬心学園 文部科学省委託事業事務局
 （担当：畑中、芝井）

東京都新宿区高田馬場1-32-15

TEL：03-3207-5311

FAX：03-3205-1785

通信教育環境の動向と今後の展望

日本福祉教育専門学校 通信教育学科 石川 秀志

ここ10数年の間に日本の経済及び社会環境は、大きく変化した。日本企業古来の雇用制度である終身雇用制度、年功序列の慣行は失われつつあり、雇用環境は大きな変化を遂げようとしている。

一方で各個人の仕事観にも変化が現れ、「ワークライフバランス」という単語に代表される、仕事だけではなく余暇、人生の楽しみを重視する考え方や、自分の望む生き方に合わせた職業選択も少しずつ浸透し始めており、価値観は多様化している。

このような社会、各個人の変化により、今日の日本では様々な働き方が選択可能となった。しかし、同時に1つの企業・組織における継続的・安定的な雇用状態の中で、「キャリア」を築くことは、困難になりつつある。

自らの価値観・職業観に基づいて、自らのキャリアを形成していく必要性が生じている。各個人が自分自身でキャリア形成をしなければならない状況になっているのである。

そこで、こうした状況に適応し、社会・個人をサポートする役割を担うのが、日本福祉教育専門学校通信教育部である。本学科は、なかなか就職できない、自分のやりたいことがわからない、自分の働きがいや役割を考えたいといった個人からのニーズや職務上の悩みを相談しやすい環境を作りたい、予防的メンタルヘルスを実施したいなどの企業からのニーズ、若年層や女性、障害者などへの自立支援といった行政からのニーズなどこうした多様なニーズを実現するための資格取得・教育システムの開発・提供を目指している。

学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校
平成29年度文部科学省委託事業 成果報告会

「介護現場を変える！
～現場リーダーの役割と育成～」

学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校は、わが国の社会、経済、生活などのあり方の変化に伴う職業実践専門人材のニーズをいち早く捉え、歴史と実績を重ねながら、医療・福祉分野の人材養成を行ってまいりました。今年度の文部科学省委託事業「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」におきまして受託し取り組みました「国際通用性と地域性を踏まえた介護人材養成プログラムのモジュール開発プロジェクト」の研究につきまして、下記のとおり成果報告会を開催させていただきますので、ご案内申し上げます。

日本の高齢化問題・職業教育の課題を一緒に考えたい方にご参加いただき、ご意見をお聞かせください。幸いです。

学校法人敬心学園 理事長 小林 光俊

日時 平成30年1月29日(月) 10:00～12:30 (受付9:30～)

会場 アルカディア市ヶ谷 ～私学会館 6階「霧島」～

文部科学省平成29年度委託事業「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」
「国際通用性と地域性を踏まえた介護人材養成プログラムのモジュール開発プロジェクト」 成果報告 プログラム概要

- 1) 事業概要の説明
- 2) 事業実施内容および成果の報告
- 3) 総括討論

「介護現場における課題解決に向けたリーダー、マネジメント人材の養成について」

公益社団法人日本介護福祉士会 理事 特別養護老人ホーム ころめの里 園長 宮崎 剛男 様
株式会社日本医療企画 教育・出版事業本部 教育事業開発・推進部部長 星野 光彦 様
一般財団法人天誠会 介護老人保健施設 小井あんず苑 副施設長 小川 力信 様

*プログラムは、都合により変更する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

後援：福祉法人経営学会、日本インターンシップ学会、公益社団法人日本介護福祉士会

平成29年度
文部科学省
委託事業

職業実践専門課程等を通じた
専修学校の質保証・向上の推進

第三者評価成果報告会

介護福祉士養成校の質向上と活性化に向けて

日時 平成30年2月13日(火)

会場 アルカディア市ヶ谷 7階 琴平

事前申込制
入場無料

第1部 平成29年度 文部科学省委託事業 事業報告
10:00～12:15

- 1) 評価基準(評価項目)の有効性について
- 2) 第三者評価の基調報告～評価から見える課題と展望～
- 3) パネルディスカッション
第三者評価をいかに受審校の成果に結びつけるか
～多様な学生の受け入れと指導について～

第2部 シンポジウム 留学生は救世主？
～留学生に選ばれる養成校になるために～
13:15～16:30

1. 課題提起「留学生と拓く介護福祉の未来」
蔵本孝治(東京都介護福祉士会 国際協力委員会)
2. 介護福祉養成校における留学生受け入れの取り組み
熊崎正実(あい福祉医療専門学校 校長)
3. 外国人介護人材の日本語教育の取り組み
平井辰也(EPA看護師・介護福祉士ネットワーク 代表)
4. EPA外国人介護福祉士との協働
上野興治(社会福祉法人 福祉楽団 サポートセンター 人事部長)

学校法人 敬心学園 職業教育開発センター
TEL 03-3200-9074 Fax 03-3200-9077
Mail vetrdi-kensyu@keishin-group.jp
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-16-6 宇田川ビル6F

鍼灸業界の動向と展望

日本医学柔整鍼灸専門学校 鍼灸学科 青木 春美

鍼灸の業界について、まず、国際状況を覗いてみることにする。現在、世界の医療・健康産業の側面から、日本鍼灸を含む伝統医学を取り巻く国際状況は急激に変化している。中医や鍼灸はアジアから世界に広げて各国に伝統医学、鍼灸の学校・従事者も増えている。1980年に鍼灸は国際標準化された。世界中医薬学連合会は、2009年5月に「世界中医学本科教育標準」を発表した。それは世界中医学教育の基本原則である。その中に中医学本科の専門知識と技能レベルを規定した。2011年10月、20以上の国と100以上の地域の理事や専門家、学者は「世界中医学課程」を討論した。近い将来に鍼灸専門学校の教育レベルや内容が国際基準化されると思われる。

中国は鍼灸治療が医療として認められていることにより、鍼灸科に通う患者も日本と異なる。体調不良で来院する患者より、医者によりに診断された病名を持つ患者が多い。例えば、坐骨神経痛、脳卒中や脳卒中後遺症、五十肩、ヘルニア、胃下垂、子宮筋腫、近視、多動症、顔面神経麻痺、難病などである。だから、鍼灸を受ける患者が多い。

そして、日本を覗いてみる。高齢、晩婚、少子化と言える社会となっている。年間の医療費の総額が40兆円を突破した問題がある。病気になってから現代医療を受けるより、予防医学、健康長寿が重要となることで、鍼灸を求める人が増えるだろう。

日本の高い技術で近年は顔面に刺鍼できる0番や1番の美容鍼が製造されるようになったことによって、よりリスクの少ない美容鍼灸が注目されている。社会ニーズに応じて美容・スポーツ・介護・不定愁訴・不妊・養生・予防・疾患の治療などに鍼灸を必要としている。

この状況中で、日本医専の鍼灸学科は日本の社会問題に対応できる・国際的にも通用できる鍼灸師を育成する。日本鍼灸の良さを継承して、美容鍼灸・スポーツ鍼灸・婦人鍼灸・高齢者鍼灸を学びながら、中国鍼灸も学ぶ、中国研修、短期留学を薦める。他校より一歩先に世界中医学課程の教材を取り入れる。

参考) 編集部掲載

世界中医薬学連合会ホームページ<http://www.wfcms.org/> 英語版 <http://en.wfcms.org/Englishpage/Englishindex.jsp>

「世界中医薬学会連合会」事務局長が語る、中医学の普及と発展(2016.08.16)
https://chuigaku-cocokara.jp/magazine/2016/08/post_18.php

柔道整復師業界における制度改革～施術管理者要件の見直し～について

日本医学柔整鍼灸専門学校 柔道整復学科 木下 美聡

「柔道整復師における療養費制度のうち施術管理者^{注1)}要件が平成30年度より大幅に変更」

平成29年6月15日付け厚生労働省保険局医療課よりの事務連絡として、「柔道整復療養費の受領委任(払い)^{注2)}を取り扱う施術管理者要件として、新たに施術管理者になる場合には、平成30年度より順次3年間の実務経験と研修の受講を義務化する」といった内容であった。これは現行の「柔道整復師の養成学校を卒業し柔道整復師となった後、直ちに施術管理者となり、施術所を開設することが可能である」といった内容とは大幅に変更されるものとなっている。

変更内容の詳細は資料をご参照頂き、内容に対する補足説明を以下にてさせて頂く。

(厚生労働省「施術管理者の要件について」より一部抜粋

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/170615-01.pdf>)

○変更に至った背景については

療養費の給付を行う保険者からは、柔道整復師学校、養成施設にて国家資格を取得し、卒業してすぐに施術所を開設した者が施術管理者となり、不適正な請求をする事例が散見され、施術管理者について一定期間以上の実務経験を有し、当該期間の施術内容・請求に問題がない場合に限る等の要件を設定するような要望が出されていた。また、資格取得後に直ちに管理者となる例は、他の国家資格をみても稀であるとの指摘もあった。

○施術所における実務経験については

平成29年度に4年制の学校に入学した者が卒業し、1年の実務経験が可能となる平成33年度までは、既卒者を含め、実務経験を1年とし、その後の平成34年度、35年度は円滑な移行の観点から、実務経験を2年とした。

○研修の受講については

内容としては、施術管理者として適切に保険請求を行うとともに質の高い施術を提供できるようにすることを基本目的として検討された。

以上の内容に則り、現在、関係団体は平成30年度より実施に向け準備を進めている。

注1) 接骨院などの柔道整復師施術所において、勤務する他の柔道整復師が行う施術も含め、その施術所における受領委任に関する取扱い全般を管理する柔道整復師。

注2) 患者は自身の負担分だけを接骨院で支払い、保険者への保険者負担分の請求を、施術を行った柔道整復師に委任し、代わりに保険者に請求を行ってもらう方法。

資料出所：厚生労働省保険局医療課

【お知らせ】柔道整復師の資格を取得される皆さま、関係の皆さまへ

平成30年4月から、

柔道整復療養費の受領委任を取り扱う**「施術管理者」になる場合**は、**実務経験と研修の受講が必要**となる方向で

以下のとおり検討しています。

柔道整復療養費の受領委任の取扱いを管理する「施術管理者」になるための要件について、これまでは柔道整復師の資格のみとされていましたが、平成30年4月から新たに、資格取得後の「実務経験」と「研修の受講」を加えることとして、下のような方向で検討を進めています。関係の皆さまは、ご留意くださいますよう、お願いいたします。

実務経験の期間について（案）

実務経験の期間については、要件の追加に伴う段階実施として、施術管理者の届出を行う期間に応じ、以下のように段階的に定める予定です。

「施術管理者」の届出期間	実務経験の期間
平成30年4月から平成34年3月までに届出する場合	→ 1年間の実務経験
平成34年4月から平成36年3月までに届出する場合	→ 2年間の実務経験
平成36年4月以降に届出する場合	→ 3年間の実務経験

研修の受講について（案）

研修については、施術管理者として適切に保険請求を行うとともに、質の高い施術を提供できるようにすることを目的として、以下のような研修時間、研修内容を予定しています。

研修の時間	研修の内容	
16時間以上 2日間程度	(1) 職業倫理について	(3) 適切な施術所管理
	(2) 適切な保険請求	(4) 安全な臨床

○ 上記の検討は、社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会の報告書「施術管理者の要件について」(平成29年3月27日付)を基に行われています。

○ 同報告書は、厚生労働省のホームページにも掲載していますので、ご参照ください。

【厚生労働省ホームページ】

社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126707>

募集

「敬心・研究ジャーナル」 第3号（2018.6.30発行）投稿原稿募集

- 投稿原稿の締切日 査読希望原稿 2018年2月9日（金）タイトル締切
 2018年3月9日（金）原稿締切
 査読なし原稿 2018年4月13日（金）
- 投稿の手続き 投稿原稿、投稿原稿チェックリストを以下の方法にて送付ください。
- ・メール添付 データファイル各1点を編集委員会へ送信 宛先 journal@keishin-group.jp
 - ・郵送 データファイルを保存した電子媒体、原稿、原稿チェックリスト1部を書留にて送付
- 宛先 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-16-6 宇田川ビル6階
 職業教育研究開発センター 「敬心・研究ジャーナル」編集委員会
- *投稿に関する詳細は「編集規程」「投稿要領」「執筆要領」をご確認ください

告知

 敬心学園学術研究会 開催のご案内・演題募集
 保健・医療・福祉が社会に果たす役割～企業・地域との連携～

学術研究会開催要項

- 日 時：2018年5月27日（日）10：00～16：00
- 会 場：学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校 高田校舎
- プログラム：10：00 開式の辞
 10：15 講演 町 亞聖さん
 12：00 学生によるポスター発表
 13：00 連携企業・地域、教職員による分科会
 14：00 シンポジウム ①ロボット・AIとの共存
 ②サービス業としての役割
 ③公的機関、地域との連携
 15：45 総括、閉式の辞

演題募集要項

- 募集期間：2018年2月28日（水）締切
- 募集方法：敬心学園ホームページから申込用紙、抄録用紙をダウンロードしていただき、記入後メールにて以下までお送りください。受領確認を担当よりメールにてお知らせいたします。
- <http://www.keishin-group.jp/> *学園ニュースよりサイトリンク
- メールの送り先：journal@keishin-group.jp

次号予告 4月15日発行予定

“2018年4月から何が変わる？”

新しく学び始める人々へ～18歳高校卒業後入学、社会人入学、留学生

敬心・研究プロジェクト実績報告

ほか